農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的 が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

No	契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	当該年度における決算額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
1		世代創出業務委託	伴うワークショップの開 催等	令和6年4月17日 ~ 令和7年3月24日	株式会社リクルート	16,429,600		農業・漁業生産者と飲食事業者・宿泊事業者をつなぎ、消費者の「琵琶湖システム」に関する認知・関心を高められるような商品開発や情報発信を行うことを業務内容としており、本県の農水産業や県産食材に関する広い知識と、優れたノウハウが必要である。 民間事業者が持つアイデア、ノウハウ等を企画提案書等により判断の上、より優れた企画提案を示した一者と契約する必要があるため、競争入札に適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
2	興課	け「滋賀の幸」海外P	台湾の高級百貨店等 において滋賀の食材を 使用したフェアの実施	令和6年4月30日 ~ 令和7年3月14日	株式会社JCプラン	6,999,300		農畜水産物と食に関する広い知識とともに、海外の食品店でのテスト販売を円滑に推進するための専門知識と技量が必要不可欠であり、競争入札には適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
3	興課	令和6年度世界農業 遺産まるごと首都圏 PR事業委託	首都圏の飲食店等と県 内の生産者等との商 談・交流の機会の創出 および首都圏の飲食店 等において滋賀の幸を 使用したフェア等の実 施	令和6年5月13日 ~ 令和7年3月21日	合同会社SOZO	7,439,960		滋賀に対する認知度が低い首都圏において「滋賀の幸」の認知度向上、消費拡大を図るには、飲食店等での継続的な食材の利用を促す仕組みづくりと、そのきっかけとなる首都圏での効果的なPRイベントの開催を一体的に実施する必要がある。これらの実施には、マーケティングや販路拡大、情報発信等に関する専門的な知識、経験が必要であり、競争入札には適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
4	興課	令和6年度農山漁村 発イノベーション等支 援業務委託	農山漁村発イノベー ションに関する専門家 派遣、人材育成研修会 の開催	令和6年5月17日 ~ 令和7年3月14日	株式会社パソナ農援隊	9,679,400	9,679,400	農山漁村発イノベーションの支援を実施するためには、業者の持つ専門家と支援対象者のコーディネート力や経営改善戦略作成に対する支援能力、研修等の企画・構築する能力を企画提案書で判断の上、より優れた企画提案書を示したものに委託する必要性があり、競争入札には適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
5		県産牛乳みんなで応 援事業業務委託	県産牛乳みんなで応援 事業業務	令和6年7月1日 ~ 令和7年3月21日	全国農業協同組合連 合会滋賀県本部	7,142,047	7,142,047	当該事業者は生乳の生産・処理から牛乳販売を 含めたPR活動を確実に実施できる県内唯一の 者であるため。	2	3イ
6		あり方検討アドバイザリー業務委託	り方検討アドバイザリー 業務		ンサルティング株式会 社大阪	7,810,000	7,810,000	当該事業における受託事業者選定に当たって は、法務・財務・人事組織等の各分野における専 門性の高さを重点的に評価する必要があり、競 争入札に適さないことから、プロポーザル方式に より契約の相手方を選定したため。	2	4
7	水産課	令和6年度滋賀県人 エ河川管理運用事業 の委託		令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	公益財団法人滋賀県 水産振興協会	48,168,000	48,168,000	(公財)滋賀県水産振興協会は、水産資源の培養により本県水産業の発展と安定を期するために設立された団体であり、業務遂行に必要な専門的知識、技術を有しており、当協会の他に当該事業を実施できる団体はいないため。	2	31

No	契約担当組織 の名称	事業名	契約内容		(履行期間) 内は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	当該年度における決算額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
8	水産課		漁業就業希望者を対象 とした就業相談および 漁業研修の実施	令和6年4月1日		滋賀県漁業協同組合 連合会	9,950,000		琵琶湖各地の漁業情報を保有し、本県で活用を 想定している国の長期研修の受け入れ機関を 担っており、相談から研修、着業まで一貫した就 業希望者支援を行える団体であり、代替しうる者 がいないため。	2	31
9	水産課	館等整備PPP/PFI 手法導入可能性調査		令和6年5月17日 /		日本経営システム・み ずほリサーチ&テクノ ロジーズJV	9,913,200		水産試験場の施設整備や運営計画という専門性 の高い分野に関する業務であり、競争入札には 適しないことから、プロポーザル方式により契約 の相手方を選定したため。	2	4
10	水産課	令和6年度 滋賀県 沿整増殖場施設管理 点検事業の委託	増殖場の点検管理	令和6年4月1日		公益財団法人滋賀県水産振興協会	8,390,800		増殖場を良好に機能させるためには、増殖場の 状態を把握することが必要である。滋賀県水産 振興協会は本施設を利用した中間育成を行って おり、対象魚の生態や本施設の運営状況を常に 把握している唯一の団体であるため。	2	31
11	水産課		・湖北の漁業の魅力最 大化促進事業 ・醒井養鱒場150周年 未来創造業務	令和6年7月5日	~ 令和7年3月24日	株式会社フラン	9,900,000		地域の多様な関係者の発掘等が必要であり、企画力や情報発信力等が重要であり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
12	水産課	業務委託	執行補助者として執行 官の指示により強制執 行の補助業務を行う。	令和6年10月22日 个		有限会社シミズエン タープライズ	14,741,100		一般的な解体工事、動産処理ではなく、強制執行に基づく専門性の高い業務である。専門性の高い強制執行業務を適正に履行できる業者として大津地裁執行官室より紹介された業者でかつ、県の産廃収集運搬の許可がある3者以外の他に代替しうる者がいないため。	2	31
13	耕地課		標準積算システムの運 用保守管理業務	令和6年4月1日		一般社団法人農業農 村整備情報総合セン ター	7,029,000		本県の農業農村整備事業は国庫補助事業が主であり、農林水産省開発の当該システムにて事業費の積算業務を行っている。一般社団法人農業農村整備情報総合センターが、農林水産省からシステムの使用許諾を受けている唯一の事業者であり、他者が保守管理を行うことはできないため。	2	31
14	耕地課		永源寺ダムの夜間およ び休日・祝日等の管理 業務	令和6年4月1日	~ 令和7年3月31日	愛知川沿岸土地改良 区	23,961,300		永源寺ダム貯留開始以降、昭和53年の国営管理 の時期から、愛知川沿岸土地改良区が当該業務 を受託しており、県管理に移行した昭和58年度に おいて、他に委託できるものがいないと判断し、 管理委託に関する協定を締結していることから、 他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
15		近江地区換地計画そ	土地改良事業計画書 作成に必要な換地計画 の作成業務	令和6年7月16日 /	~ 令和7年3月19日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	16,458,000		換地業務は、地域における各種条件に応じ、かつ土地所有者や耕作者の意向を反映することが求められる。土地改良換地士の資格者を有し、かつ土地改良事業に精通し換地業務実績が豊富な滋賀県土地改良事業団体連合会のみが実施可能であるため。	2	31
16	耕地課		含むダムの総合的な土	令和6年11月22日 个	~ 令和7年3月21日	株式会社ラウンド	5,500,000		本業務の遂行にあたっては、河川法上の許可条件に適合することに加え、貯水池内の状況を熟知している必要がある。令和6年度のダム管理事業の受注者である株式会社ラウンドのみが実施可能であり、代替性がないため。	2	31

No	型約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	当該年度におけ る決算額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
17		令和6年度第1号 滋 賀地区ため池調査点 検支援業務委託	ため池の現地調査・点 検・支援業務	令和6年5月17日 ~ 令和7年3月19日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	10,854,800		滋賀県土地改良事業団体連合会は、従前より県が調査してきた各種ため池のデータを管理する「ため池防災システム」を保有するとともに、市町との調整力、ため池に関する専門技術を有する唯一の団体であり、本業務の目的を果たせる者は他に存在しないため。	2	3イ
18			農山村におけるワーク ショップ・体験講座の企 画実施、および魅力発 信	令和6年6月3日 ~ 令和7年3月14日	株式会社日本旅行 草津支店	6,627,500		当業務は若い世代を対象に農山村での地域活動や課題解決のワークショップ等の体験講座を企画・実施するとともに、訴求力の高い動画等により活動の内容や地域の魅力の情報発信を実施するもの。これには民間業者の専門的な企画力・技術力・ノウハウを最大限活かすことが効果的であるため、競争入札に適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
19		県営馬場·山寺地区 換地処分等事務委託		令和6年6月24日 ~ 令和7年3月26日	馬場山寺土地改良区	9,693,730	9,693,730	換地を行うための事務は、換地の総合的な調整と地元の実情に精通している機関が実施する必要があり、適正な換地事務が実施できる機関としては、受益者で組織された当該土地改良区のみであるため。	2	3イ
20	村振興事務所(田園振興課)		換地処分等業務	令和6年7月31日 ~ 令和7年3月11日		5,490,000		換地を行うための事務は、換地の総合的な調整と地元の実情に精通している機関が実施する必要があり、適正な換地事務が実施できる機関としては、受益者で組織された当該土地改良区のみであるため。	2	3イ
21	大津·南部農業農村振興事務所(田園振興課)	草津用水湖辺地区 工事施行委託	設計及び工事委託	令和6年8月30日 ~ 令和7年3月31日	草津市	8,984,404	8,984,404	当該工事は、市道横断部において県営農地防災事業の対象施設である農業用用水管の更新を実施するものである。県営事業の工事に先立って、草津市が市道の改修工事を実施するため、円滑な事業の遂行を図るためにも草津市へ施工委託する必要があるため。	2	2
22	興事務所(田園振	甲賀地区 農業用た め池劣化状況評価そ の4業務		令和6年7月23日 ~ 令和7年3月3日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	5,907,000		本業務にあたっては、「ため池データベース」を有することはもとより、ため池の状況や防災対策手法等を熟知するとともに関係市町およびため池所有者等との調整力を有している必要があるため、地域防災を担う市町との信頼関係を有する唯一の団体である滋賀県土地改良事業団体連合会以外に代替しうるものがいないため。	2	31
23	東近江農業農村 振興事務所(田園 振興課)	白鳥川中流2期地区 支援業務委託	支援事業実施業務	令和6年5月2日 ~ 令和7年3月31日	東近江市	6,000,000	6,000,000	水質保全対策事業における支援事業は、水質保全対策事業で整備した施設を市に譲渡し、市が主体となり管理していくにあたり、管理運営体制の確立および管理手法の確立を目的とするもので、管理主体である東近江市に対して支援を行うものであるため。	2	3ア
24	振興事務所(田園	東近江地区 農業用 ため池劣化評価業務 委託	状況評価業務	令和6年6月7日 ~ 令和7年3月17日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	8,702,100		「ため池管理保全法」および「ため池工事特措法」において、県が行うため池管理者等への技術的な指導・助言その他の援助に対する協力団体として規定され、これまでから県が調査してきた「ため池データベース」を所有するとともに、地域防災を担う市町との信頼関係を有する唯一の団体であるため。	2	31
25	高島農業農村振 興事務所(田園振 興課)		埋蔵文化財発掘調査		公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	33,299,200	33,299,200	埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護のために 文化財保護法に基づき実施する措置であり、適 切な調査の実施には専門的な知識や施術が必 要となり、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ

N	契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	当該年度における決算額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
20	高島農業農村振 興事務所(田園振 興課)		換地処分事務委託業 務	令和6年10月8日 ~ 令和7年3月25日	高島市	14,700,000		本業務は土地改良法に基づき換地処分を行うことを目的としており「土地改良換地士」の資格者のみが行える特殊業務であり、事業実施地域における実態を十分に把握し土地改良換地士の資格者が在席しているのは高島市以外ないため。	2	3イ
2	興事務所(田園振		埋蔵文化財発掘調査	令和7年3月28日 ~ 令和8年3月26日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	48,662,900		埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護のために 文化財保護法に基づき実施する措置であり、適 切な調査の実施には専門的な知識や施術が必 要となり、他に代替しうる者がいないため。 *債務負担行為を含む契約	2	3イ

令和6年度 長期継続契約締結の結果(7千万円以上)

農政水産部

該当なし